

事務連絡
令和2年5月25日

保護者各位

吉田町こども未来課長

求職活動期間の延長の特例について

日頃、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきましては、各家庭で対策を講じていただきありがとうございます。

現在、求職活動を理由として保育所を御利用いただいている保護者様については、新型コロナウイルス感染症の影響により就労先の決定が難しい状況であると推測しています。

そのような状況を踏まえ、町といたしましては、求職活動による在園期間を下記のとおり延長することといたしますので、在園を希望される御家庭は、必要書類の提出をお願いいたします。

記

1 改正点

(1) 求職活動を理由として入所する場合

(※既存ルール)

- ① 入所希望月の2か月前までに、入所申請書類にハローワークの「求職活動支援機関等利用証明書」を添えて申請することで、1か月入所可能とする。

(※特例ルール)

- ② 再度、ハローワークの「求職活動支援機関等利用証明書」及び「同意書」を提出することで、さらに3か月間入所可能とする。

(2) 就労を理由として入所した方が求職活動をする場合

(※既存ルール)

- ① 「支給認定変更申請書兼変更届」にハローワークの「求職活動支援機関等利用証明書」を添えて変更申請し、3か月間入所可能とする。

(※特例ルール)

- ② 再度、ハローワークの「求職活動支援機関等利用証明書」及び「同意書」を提出することで、さらに3か月間入所可能とする。

2 適用期間

令和2年6月1日～令和3年3月31日

3 必要書類

- (1) 求職活動支援機関等利用証明書（ハローワーク発行）
- (2) 同意書

4 その他

求職活動期間の延長途中であっても、保育所入所の必要性が高い児童の申込みがあった場合には、特例期間の短縮又は退園をお願いすることがあります。主旨を御理解の上、同意書の記入をお願いいたします。

特例期間の短縮又は退園のお願いは、1か月前にお知らせします。

また、特例期間が経過し、保育を必要とする理由がない場合は退園をお願いいたします。

担 当 保育支援部門
電 話 0548-33-2153